

東京製菓学校 専門課程 評価基準詳細

製菓専門課程における履修認定・成績評価、進級・卒業案件については、学則第10条および第20条、学生生活規定（第3章 成績評価と試験について）により規定されている。

以下に評価基準の詳細を記す。

- (1) 進級・卒業については、学年毎に定められた所定の全授業科目について合格することを要件とする。本校所定の課程を修了した者には、実技および学科試験等による学業評価の上、卒業証書を授与する。
- (2) 製菓専門課程における成績評価は定期試験の評点および実技試験(レポート等、指導担当者の指定する方法を含む)の評点を合計し、両試験共に100満点における40点以上を合格とされ、合格者は当該科目の履修が認定される。
- (3) 授業科目の講義数のうち、出席が70%以下の学生についてはその成績評価の対象としない。定期試験不合格者には、補講を行ったうえで再試験を行う。
- (4) 授業の評価は100点満点中40点以上を合格とする。合格者の中でも評価点数により100～90点をS、89～80をA、79～60をB、59～40をCとして、成績が通知される。各授業の成績評価を既定の数値に置き換え、1授業当たりの平均成績を算出する。評価点数の各成績はS(4点)、A(3点)、B(2点)、C(1点)として換算する。成績評価においてはGPA(Grade Point Average)に準ずる評価を使用する。

令和2年4月1日